

七ヶ宿町商工会(工業部会) × 七ヶ宿町

七ヶ宿町商工会(工業部会)と七ヶ宿町は、「七ヶ宿町の建築物における木材利用の促進に関する方針」に基づいて、事業者と七ヶ宿町が連携・協力することにより、両者による取り組みを促進し、方針の達成に寄与することを目的とし協定を締結しました。

七ヶ宿町建築物木材利用促進協定書

➤ 七ヶ宿町商工会(工業部会)の木材利用の促進に関する構想

七ヶ宿町内の建築物における木材利用を促進するため、整備する建築物の構造や内外装に地域材を積極的に活用することを建築主に働きかける。

➤ 七ヶ宿町商工会(工業部会)の構想の達成に向けた取組の内容

- ・地域材の利用を図るため、林業・木材産業事業者との供給体制を整え、求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・建築物に利用した木質部材や供給体制の構築への取り組み、木材利用の意義やメリット等について積極的に情報を発信する。等

➤ 構想の達成のための七ヶ宿町による支援

- ・事業者の構想の達成に向けて、技術的助言や活用可能な補助事業の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく事業者の取組を優良事例として積極的に広報する。

協定締結日：令和4年12月1日

有効期間：協定締結日から令和7年3月31日まで

対象区域：七ヶ宿町内全域